

# 公立大学法人秋田公立美術大学職員表彰規程

平成25年4月1日  
規程第72号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人秋田公立美術大学職員就業規則（平成25年公立大学法人秋田公立美術大学規程第46号。以下「就業規則」という。）第41条（公立大学法人秋田公立美術大学嘱託職員就業規則（平成25年公立大学法人秋田公立美術大学規程第57号）第26条および公立大学法人秋田公立美術大学非常勤職員就業規則（平成25年公立大学法人秋田公立美術大学規程第59号）第22条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、職員の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の方法)

第2条 理事長は、職員が就業規則第41条各号のいずれかに該当したときは、表彰状を授与して表彰を行う。この場合において、併せて賞品又は一時金を授与することができる。

(表彰の決定)

第3条 理事長は、表彰の必要があると認めたときは、理事会の議を経てこれを決定することができる。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日規程第16号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

